



平成 22 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO 河原 春郎  
(コード番号 6632 東証第一部)  
問合せ先 経営戦略部 広報・IR 担当  
統括マネジャー 能勢 雄章  
(TEL 045-444-5232)

## 金融庁による日本ビクター株式会社に対する課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 22 年 6 月 21 日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」を開示いたしました。その後、当社の子会社である日本ビクター株式会社（以下「ビクター」）および当社は、それぞれ、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領しました。

ビクターは、平成 22 年 7 月 5 日付の「答弁書と課徴金納付について」に記載いたしましたとおり、同日付で金融庁審判官宛に金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出いたしました。

これに関し、本日、ビクターは、金融庁より平成 22 年 7 月 14 日付の課徴金納付告知書を受け取りました。ビクターは、納付告知書に従い、課徴金 7 億 760 万円を、納付期限である平成 22 年 9 月 15 日までに納付いたします。

当社の業績に与える影響につきましては、当社の課徴金に係わる内容が確定次第、これとあわせ、あらためて開示する予定です。

株主の皆様、投資家の皆様、金融機関の皆様、お取引先の皆様のほか多くの関係者の皆様に、大変なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。当社は過去の諸問題を一掃して新たな出発をすべく鋭意努力してまいります。

<ご参考>

金融庁ホームページ掲載事項

<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20100714-1.html>

以 上